

○財務省告示第一号

三重県尾鷲港は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条第三項の規定により平成二十九年一月一日から開港でなくなつたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月四日

財務大臣 麻生 太郎